

平成22年（行ウ）第2号

準備書面（8）

2011年 6月 6日

松山地方裁判所 御中

答弁書に対する反論（5）

1、答弁書への反論箇所

被告答弁書15頁上段11行目から下段5行目の「検定作業について何らの権限もなく、法的義務もなく、関係当事者でもない被告市教委が原告らに代わって文部科学大臣に対し意見表現するよう要求されるいわれはなく、ましてや、原告らの要求に応じなかつたことをもって、不作為による違法と論難されるいわれもない。

また、原告らは、本体採択の根本原因として文部科学大臣の検定の違憲・違法を主張し、その検定を受けた検定教科書を採択対象から除外しなかつたことなどをもつて違法と主張するが、一般に、法令が特定の行政機関に対して特定の行為をなす権限を付与した場合は、その権限は原則として当該行政機関に専属するのであって、他の機関は介入することはできず、当該行政機関の判断と責任においてその権限は行使されるべきものである。そして、権限を有する行政機関によりなされた行為は、正式にこれが取り消されない限りは有効なものとして国民を約束する公定力を有するのである。

したがって、平成18年度検定の有効性が覆されたと認められるような何らの客観的・法的要素も存在しない中においては、当該検定を前提として粛々と事務を進めるのが当然の事理で、全国においてなされていることであり、何ら違法なものではない。

以上のとおり、訴外えひめ教科書裁判を支える会の申入れに応じず、文部科学大臣に対し被告市教委がなんらの措置を行わず、採択の対象から除外しなかつたことをもつて違法を申し立てる原告らの主張は、その前提を欠き、失当である。」に反論する。

2、今治市教委らの適正かつ公正な採択環境整備義務違反

今治市教委らは、本件採択に際して、適正かつ公正な採択が行われるための環境を整備する義務を負っている。よって、今治市教委らは、検定権限が文部科学大臣にあっても、検定の違憲・違法を正すためのなんらかの措置を行う義務があり、これを怠る不作為がある。

たとえば、食品衛生法第25条によって、厚生労働大臣の登録検査機関の行う検査を受け、これに合格し、厚生労働省令で定めた表示がされた食品において、その食品から使用が禁止されている食品添加物が検出されたとの報道、あるいはその指摘があり、しかもその食品が学校給食でよく利用される食品であった場合、市教委は、「食品衛生法にもとづく作業について何らの権限もなく、法的義務もない」と、なんらの措置も行わないであろうか。市教委に食品衛生法における権限がなくなるとも、子どもたちの健康・安全を確保する義務を負っているのであるから、この法的義務から適切な措置を行う必要がある。よって、これを怠る不作為は、子どもたちの健康・安全確保義務違反となり、直接の担当者は、免職の処分などが免れ得ないであろう。

本件においても同様であり、えひめ教科書裁判を支える会の訴えを受けて、市教委は、文科省に問い合わせするなどのなんらかの措置を行う責務・義務があり、これを怠ることは許さない。

そして、市教委の措置に対して、文部科学大臣が違憲・違法検定を正さなければ、市教委は、適正かつ公正な採択環境整備を確保する義務上から、採択の対象から本件教科書(扶桑社版歴史及び公民教科書)を除外する必要がある。検定権限が文部科学大臣にあることで、市教委の本件採択における適正かつ公正な採択環境整備義務違反は免れないことは明白であり、被告答弁書の主張は、失当である。

また、訴状において述べたように、「つくる会」と扶桑社、「つくる会」と自由社は、教科書業における共同事業者であり、独占禁止法違反を行っているのであるから、市教委の本件採択における適正かつ公正な採択環境整備義務上から、本件教科書を採択の対象から除外する必要があったが、さらには、採択した教科書を国が購入するという公共入札(詳細は別途準備書面)であるから、この点からも適正かつ公正な採択環境整備義務を市教委は負っているにもかかわらず、数々の措置の怠る不作為がある。

以上